

年金 だより



年末調整・確定申告用の「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます

●納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象

国民年金保険料は、その年の1月1日から12月31日までに納められた保険料（過去の年度分や追納された保険料も含む）全額が所得税および住民税の申告において社会保険料控除の対象となります。

社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に保険料を支払ったことを証明する書類を添付しなければなりません。このため、令和4年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、10月下旬から11月上旬にかけて日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が順次送られますので、申告書を提出する際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご相談は、次のダイヤルで受け付けています。

●年金加入者ダイヤル

☎0570-003-004 (ナビダイヤル)

※050から始まる電話でおかけになる場合は☎03-6630-2525へ

●受付時間

・月～金曜日 8時30分～19時 ・第2土曜日 9時30分～16時

※土日・祝日(第2土曜日を除く)、12月29日から1月3日はご利用になれません。



11月は「年金月間」11月30日(いいみらい)は「年金の日」!

日本年金機構では、厚生労働省と協力して毎年11月を「ねんきん月間」と位置付け、みなさまに公的年金制度に対する理解を深めてもらうための取り組みを行っています。

また、11月30日はご自身の年金記録や年金受給見込額を確認し、将来の生活設計に思いを巡らせていただく「年金の日」です。

この機会に、年金記録の確認や年金見込額を試算できる「ねんきんネット」をご利用ください。(「ねんきんネット」のご利用登録は日本年金機構ホームページからできます)

国民年金受給予定者を対象にした相談を年金窓口で行っています。お気軽にご相談ください。



◆問い合わせ先 秋田年金事務所 ☎018-865-2392 健康推進課医療年金係 ☎85-2137
琴丘支所 ☎87-3516 山本支所 ☎83-2115

広告

●建物解体工事・駐車場等外構整備工事

●土留工事・コンクリート工事・建築工事

●盛土造成工事・育苗土販売

●除雪・排雪・立木伐採など

その他



気軽にご相談
ください。

工事何でもご相談ください

お見積はお気軽に!!



総合建設業

田中建設株式会社

〒018-2104 三種町鹿渡字千刈田194-3

TEL (0185) 87-2237 FAX (0185) 87-2427